



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課(室) 名
○長崎県財務規則の一部を改正する規則	会 計 課

## 規 則

長崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和6年3月29日

長崎県知事 大石 賢吾

### 長崎県規則第20号

長崎県財務規則の一部を改正する規則

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前																									
目次		目次																									
第1章及び第2章 略		第1章及び第2章 略																									
第3章 金銭会計		第3章 金銭会計																									
第1節及び第2節 略		第1節及び第2節 略																									
<u>第3節 公金事務の委託（第91条の2－第91条の5）</u>																											
第4章～第12章 略		第4章～第12章 略																									
附則		附則																									
（知事の事務の委任）		（知事の事務の委任）																									
第3条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第153条第1項及び第180条の2の規定により、別に定めのあるもののほか、次の表の左欄に掲げる者に対し、その所管事務で同表右欄に掲げる事務を委任する。ただし、長崎振興局長崎港湾漁港事務所及び五島振興局上五島支所については、長崎振興局長及び五島振興局長に委任した事務の範囲内で、長崎振興局長及び五島振興局長が知事の承認を得て指定する事務を委任することができる。		第3条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第153条第1項及び第180条の2の規定により、別に定めのあるもののほか、次の表の左欄に掲げる者に対し、その所管事務で同表右欄に掲げる事務を委任する。ただし、長崎振興局長崎港湾漁港事務所及び五島振興局上五島支所については、長崎振興局長及び五島振興局長に委任した事務の範囲内で、長崎振興局長及び五島振興局長が知事の承認を得て指定する事務を委任することができる。																									
<table border="1"> <tr> <td>かいの長</td> <td>1 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 令達された歳出予算の範囲内における次に掲げる事務</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1)及び(2) 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ア～ソ 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タ 長崎県港湾整備事業財産管理基金条例（令和3年条例第22号）に基づく港湾整備事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 略</td> </tr> </table>	かいの長	1 略		2 令達された歳出予算の範囲内における次に掲げる事務		(1)及び(2) 略		ア～ソ 略		タ 長崎県港湾整備事業財産管理基金条例（令和3年条例第22号）に基づく港湾整備事業		(3) 略		<table border="1"> <tr> <td>かいの長</td> <td>1 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 令達された歳出予算の範囲内における次に掲げる事務</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(1)及び(2) 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ア～ソ 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タ 長崎県港湾整備事業財産管理基金条例（令和3年条例第35号）に基づく港湾整備事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 略</td> </tr> </table>	かいの長	1 略		2 令達された歳出予算の範囲内における次に掲げる事務		(1)及び(2) 略		ア～ソ 略		タ 長崎県港湾整備事業財産管理基金条例（令和3年条例第35号）に基づく港湾整備事業		(3) 略	
かいの長	1 略																										
	2 令達された歳出予算の範囲内における次に掲げる事務																										
	(1)及び(2) 略																										
	ア～ソ 略																										
	タ 長崎県港湾整備事業財産管理基金条例（令和3年条例第22号）に基づく港湾整備事業																										
	(3) 略																										
かいの長	1 略																										
	2 令達された歳出予算の範囲内における次に掲げる事務																										
	(1)及び(2) 略																										
	ア～ソ 略																										
	タ 長崎県港湾整備事業財産管理基金条例（令和3年条例第35号）に基づく港湾整備事業																										
	(3) 略																										

<p>(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）<u>第173条の2第1項</u>の規定に基づく歳入の徴収又は収納の事務の委託に伴う支出負担行為及びこれに伴う支出命令</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>3～9 略</p>	
略	

(出納員)

第6条 会計管理者の事務を補助させるため、出納局、総務文書課、県民センター、税務課、総務事務センター、警察本部会計課、警察本部広報相談課、警察本部交通指導課駐車対策室及び教育庁教育政策課並びに各かいに出納員を置く。

2～7 略

(会計管理者の事務の委任)

第8条 会計管理者は、法第171条第4項の規定により、次の表の左欄に掲げる出納員に対し、同表右欄に掲げる事務を委任する。

略	
県民センターの	出納員
警察本部広報相談課の	出納員
略	
教育庁教育政策課の	出納員
略	

(現金等収納機関)

第29条 歳入として納付される現金又は現金に代えて納付される証券（以下本節において「現金等」という。）は、公金取扱銀行及び収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）において収納するほか、部局にあっては会計管理者、かいか及びかいでない事務所又は事業所にあっては所属の委任出納員又は委任会計員（第9条第2項の規定により法第171条第4項の規定による事務の委任又は再委任があったものとされる者を含む。以下本節について同じ。）が収納する。ただし、部局にあって長崎県公文書コーナーに関する事務に係る現金は、総務文書課の委任出納員が、情報公開に関する事務に係る現金は、県民センターの委任出納員及び警察本部広報相談課の委任出納員又は委任会計員が、ふるさと納税寄附金及び県税の徴収に係る現金等は、税務課の委任出納員が、放置違反金の徴収に係る現金等は、警察本部交通指導課駐車対策室の委任出納員が収納する。

2 略

(現金等の収納)

第30条 略

第37条 削除

<p>(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）<u>第158条第1項各号</u>の規定に基づく歳入の徴収若しくは収納の事務又は令第158条の2第1項の規定に基づく歳入の収納の事務の委託に伴う支出負担行為及びこれに伴う支出命令</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>3～9 略</p>	
略	

(出納員)

第6条 会計管理者の事務を補助させるため、出納局、総務文書課、県民センター、税務課、総務事務センター、警察本部会計課、警察本部広報相談課、警察本部交通指導課駐車対策室及び教育庁教職員課並びに各かいに出納員を置く。

2～7 略

(会計管理者の事務の委任)

第8条 会計管理者は、法第171条第4項の規定により、次の表の左欄に掲げる出納員に対し、同表右欄に掲げる事務を委任する。

略	
県民センター	出納員
警察本部広報相談課の	出納員
略	
教育庁教職員課の	出納員
略	

(現金収納機関)

第29条 歳入として納付される現金又は現金に代えて納付される証券（以下本節において「現金等」という。）は、公金取扱銀行及び収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）において収納するほか、部局にあっては会計管理者、かいか及びかいでない事務所又は事業所にあっては所属の委任出納員又は委任会計員（第9条第2項の規定により法第171条第4項の規定による事務の委任又は再委任があったものとされる者を含む。以下本節について同じ。）が収納する。ただし、部局にあって長崎県公文書コーナーに関する事務に係る現金は、総務文書課の委任出納員が、情報公開に関する事務に係る現金は、県民センター及び警察本部広報相談課の委任出納員又は委任会計員が、ふるさと納税寄附金及び県税の徴収に係る現金等は、税務課の委任出納員が収納する。

2 略

(現金の収納)

第30条 略

(歳入の徴収又は収納の私人委託)

第37条 知事は、令第158条第1項各号の規定に基づく歳入の徴収若しくは収納の事務又は令第158条の2第1項の規定に基づく歳入の収納の事務を私人に委託する場合は、書面をもってその委託契約を締結しなければならない。

第37条の2 削除

(指定納付受託者の名称等の変更の届出)

第37条の5 略

2 前項及び前条第2項の規定は、第91条の2に規定する指定公金事務取扱者の指定及び変更の届出について準用する。

第38条 削除

第38条の3 削除

(資金前渡)

第54条 略

2 資金の前渡をするときは、支障のない範囲において、なるべく分割して前渡ししなければならない。ただし、前項第1号の経費については、事務の必要により3箇月分まで前渡することができることとし、また、令第161条第1項第13号及び第14号の経費について自動口座振替により支払を行う場合については、6箇月分まで前渡することができる。

(歳入の収納の事務を委託することができる歳入及び基準)

第37条の2 令第158条の2第1項に規定する規則で定める歳入は、次に掲げるとおりとする。

区分	歳入の名称
負担金	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第2項の規定に基づき徴収する児童保護費保護者負担金
不当利得による返還金	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第23条第1項の規定に基づき徴収する児童扶養手当過払返還金

2 令第158条の2に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公金又は公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに類するものにかかる料金をいう。）の収納の事務を受託した実績を有すること。
- (2) 委託する収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる十分な事業規模を有し、かつ、その経営状況及び財政状況が良好であること。
- (3) 収納した歳入を遅滞なく公金取扱銀行に払い込むこと及びその収納の状況を正確に記録すること並びに知事に対し必要な報告をすることができる技術的基礎を有すること。

(指定納付受託者の名称等の変更の届出)

第37条の5 略

(私人に委託した歳入金の払込期限)

第38条 第37条及び第37条の2の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、その徴収し、又は収納した歳入を知事の指示する期日までに現金払込書（様式第10号）により公金取扱銀行に払い込み、かつ、その内容を示す計算書を知事に提出しなければならない。

2 受託者は、徴収状況及び現金の出納を明らかにした帳簿を備え、徴収又は収納のつどこれに登記し、関係書類とともに整理しておかなければならない。

(放置違反金の収納)

第38条の3 放置違反金等については、道路交通法第51条の16の規定により収納の事務を私人に委託することができる。この場合においては、第37条、第37条の2第2項及び第38条の規定を準用するものとする。

(資金前渡)

第54条 略

2 資金の前渡をするときは、支障のない範囲において、なるべく分割して前渡ししなければならない。ただし、前項第2号の経費については、事務の必要により3箇月分まで前渡することができることとし、また、令第161条第1項第13号及び第14号の経費について自動口座振替により支払を行う場合については、6箇月分まで前渡することができる。

## (繰替払)

第63条 令第164条第5号の規定により繰替払をすることができる経費は、次の各号に掲げる経費とし、その支払について繰り替えて使用することができる収入金は、それぞれ当該各号に定める収入金とする。

(1)～(3) 略

## (隔地払)

第65条 会計管理者等は、隔地の債権者に支払をするときは、当該債権者のため最も便利と認める支払場所を指定し、送金通知書(様式第33号)を債権者に送達しなければならない。

2～6 略

第67条 削除

(指定公金事務取扱者)

第91条の2 知事は、法第243条の2第1項の規定により同条第2項に規定する指定公金事務取扱者(以下「指定公金事務取扱者」という。)に歳入の徴収若しくは歳入(歳入歳出外現金を含む。以下「歳入等」という。)の収納又は支出に関する事務(以下「公金事務」という。)を委託しようとするときは、当該指定公金事務取扱者との間に書面をもって公金事務の取扱いに関する契約等を締結しなければならない。

2 指定公金事務取扱者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 公金事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。

(2) その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

(公金の収納の委託)

第91条の3 法第243条の2の5第1項の規定により知事が定める収納に関する事務を委託できる歳入等は、令第173条の2第1項に規定する徴収に関する事務を委託できる歳入のほか次に掲げるとおりとする。

(1) 地方税(督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。)

(2) 負担金

(3) 不当利得返還金

(4) 放置違反金等

(指定公金事務取扱者による納付)

第91条の4 歳入の徴収又は歳入等の収納の事務の委託を受けた指定公金事務取扱者は、その徴収した歳入等を、その内容を示す計算書を添えて、現金払込書(様式第10号)により知事が指定する期日までに指定金融機関等に払い込まなければならない。

2 前項に規定する指定公金事務取扱者は、徴収状況及び現金の出納を明らかにした帳簿を備え、徴収又は収納のつど

## (繰替払)

第63条 令第164条第5号の規定により繰替払をすることができる経費は、次の各号に掲げる経費とし、その支払について繰り替えて使用することができる収入金は、それぞれ当該各号に定める収入金とする。

(1)～(3) 略

(4) 指定納付受託者が収納する収入金の取扱いに係る手数料 当該収入金

## (隔地払)

第65条 会計管理者等は、隔地の債権者に支払をするときは、当該債権者のため最も便利と認める支払場所を指定し、送金通知書(様式第33号)を債権者に送達しなければならない。この場合において、送金通知書の債権者への送達は、公金取扱銀行を介して行うことができる。

2～6 略

(支出事務の委託)

第67条 令第165条の3第1項の規定により支出事務の委託を受けた者は、当該支出事務の状況及び現金の出納を明らかにした帳簿を備えて、支出のつどこれに登記し、関係書類とともに整理しておかなければならない。

2及び3 略



これに登記し、関係書類とともに整理しておかなければならない。

(支出の委託)

第91条の5 法第243条の2の規定により支出事務の委託を受けた指定公金事務取扱者は、当該支出事務の状況及び現金の出納を明らかにした帳簿を備えて、支出のつどこれに登記し、関係書類とともに整理しておかなければならない。

2 前項の事務の委託を受けた者は、その事務の完了後、完了の日から起算して7日(県の休日を含む。)以内に、知事の指示するところにより支出明細書を作成し、これに証拠書類を添えて、支出命令者に提出しなければならない。

3 支出事務の委託経費の精算の手続については、資金前渡の精算の手続の例による。

(落札決定の通知及び契約の締結)

第107条 略

2 契約担任者は、落札者に前項により落札決定の通知をした日から起算して特別の理由がある場合を除き5日(県の休日を除く。)以内に契約保証金又はこれに代わる担保を納付若しくは提供させ、契約を締結しなければならない。

3 略

(賠償責任に係る補助職員の指定)

第172条 法第243条の2の8第1項に規定する規則で指定する職員は、同項第1号から第3号までに掲げる行為について専決又は代決の権限を有する職員及び同項第4号に掲げる行為を命ぜられた職員とする。

別表第3 (第6条関係)

課・かい等名	職名
略	略
教育庁教育政策課	
略	

別表第5 (第7条関係)

課・かい等名	職名
略	略
警察本部交通指導課 駐車対策室	交通指導課駐車対策室の職員
略	略
教育庁教育政策課	旅費給与班の班員
略	略

別表第6 (第43条関係)

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な書類		支出負担行為の確認のため付記する事項
			契約のとき	支出決定のとき	
1~11	略				
12 役務費 通信運搬費 保管料 広告料 手数料 筆耕翻訳料	契約を締結するとき。(請求のあったとき。)	契約金額	施行(購入)伺書 予定価格調書 入札(見積)書 契約書(案)	支出調書 請求書 契約書 検査調書	履行確認年月日 履行確認済印 広告の内容(新聞掲載についてはその切抜)

(落札決定の通知及び契約の締結)

第107条 略

2 契約担任者は、落札者に前項により落札決定の通知をした日から起算して特別の理由がある場合を除き7日(県の休日を含む。)以内に契約保証金又はこれに代わる担保を納付若しくは提供させ、契約を締結しなければならない。

3 略

(賠償責任に係る補助職員の指定)

第172条 法第243条の2の2第1項に規定する規則で指定する職員は、同項第1号から第3号までに掲げる行為について専決又は代決の権限を有する職員及び同項第4号に掲げる行為を命ぜられた職員とする。

別表第3 (第6条関係)

課・かい等名	職名
略	略
教育庁教職員課	
略	

別表第5 (第7条関係)

課・かい等名	職名
略	略
警察本部交通指導課 駐車対策室	警察本部交通指導課駐車対策室の職員
略	略
教育庁教職員課	給与第1班・給与第2班の班員
略	略

別表第6 (第43条関係)

区分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な書類		支出負担行為の確認のため付記する事項
			契約のとき	支出決定のとき	
1~11	略				
12 役務費 通信運搬費 保管料 広告料 手数料 筆耕翻訳料	契約を締結するとき。(請求のあったとき。)	契約金額	施行(購入)伺書 予定価格調書 入札(見積)書 契約書(案)	支出調書 請求書 契約書	履行確認年月日 履行確認済印 広告の内容(新聞掲載についてはその切抜)

保険料					、期間、 算定の基 礎及び支 出の理由 雇用の理 由、期間 及び単価	保険料					、期間、 算定の基 礎及び支 出の理由 雇用の理 由、期間 及び単価
13～28	略					13～28	略				

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八二四)  
二二二  
二二四

印刷所  
印刷人

長崎県  
長崎市  
権島町  
八番十二号

株式会社  
クイック  
プリン  
ト  
寺田  
宏  
弥

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日において、この規則による改正前の長崎県財務規則第37条、第38条の3及び第67条の規定により歳入の徴収若しくは歳入等の収納又は支出の事務の委託を受けている者の公金事務については、この規則の施行の日から令和8年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。